

○ 協議会における取引環境改善に向けた議論に先立ち、**適正運賃・料金収受に関する議論の論点整理や方向性に関する助言を行う**ための場として、平成28年7月に「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を設置。第4回の会合を平成29年4月26日に開催。

＜第3回検討会の議事＞

1. トラック事業者へのアンケート調査結果について
2. 運送以外のコストを適切に収受するための方策について
3. 運賃・料金に関する問題の構造について

＜第4回検討会の議事＞

1. 運送以外のコストを適切に収受するための方策について
2. 運賃のあり方について
3. その他

「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」委員

委員

【学識経験者】

- ・ 藤井 聡 京都大学工学部工学研究科教授（座長）
- ・ 野尻 俊明 流通経済大学学長
- ・ 柳澤 宏輝 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

【行政】

- ・ 加藤 進 国土交通省自動車局貨物課長
- ・ 川上 泰司 国土交通省総合政策局参事官（物流産業）
- ・ 藤枝 茂 厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
- ・ 正田 聡 経済産業省商務流通保安グループ物流企画室長

オブザーバー

【荷主】

- ・ 上田 正尚 （一社）日本経済団体連合会産業政策本部長
- ・ 栗原 博 日本商工会議所流通・地域振興部長
- ・ 黒川 毅 日本機械輸出組国際貿易円滑化委員会委員長

【トラック運送業】

- ・ 坂本 克己 （公社）全日本トラック協会副会長
- ・ 馬渡 雅敏 （公社）全日本トラック協会副会長

1. 調査目的

トラック事業における適正運賃・料金収受に向けた方策について検討を行うため、トラック運送事業者の運賃・料金の収受の実態及び収受ができていない原因等を把握することを目的とする。

2. 調査手法

Webアンケート及び郵送により調査を実施

3. 調査対象者

- ①各地方トラック協会役員・青年部会（約780者）
- ②全日本トラック協会が実施する景況感調査等の協力者（約1,000者）
- ③その他（全日本トラック協会を通じて会員に協力を呼びかけ）

4. 調査内容

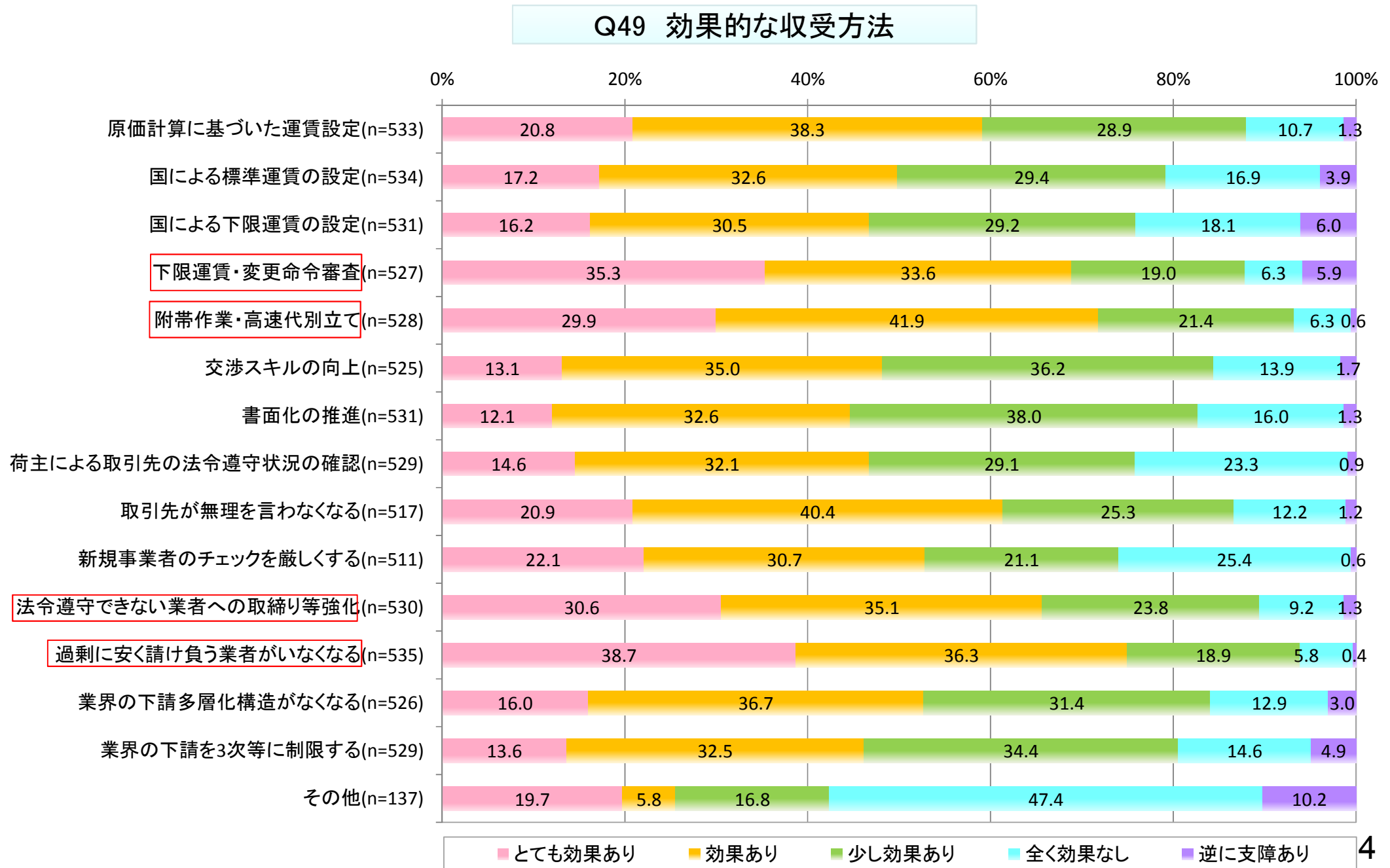
次項調査項目のとおり

5. 調査時期

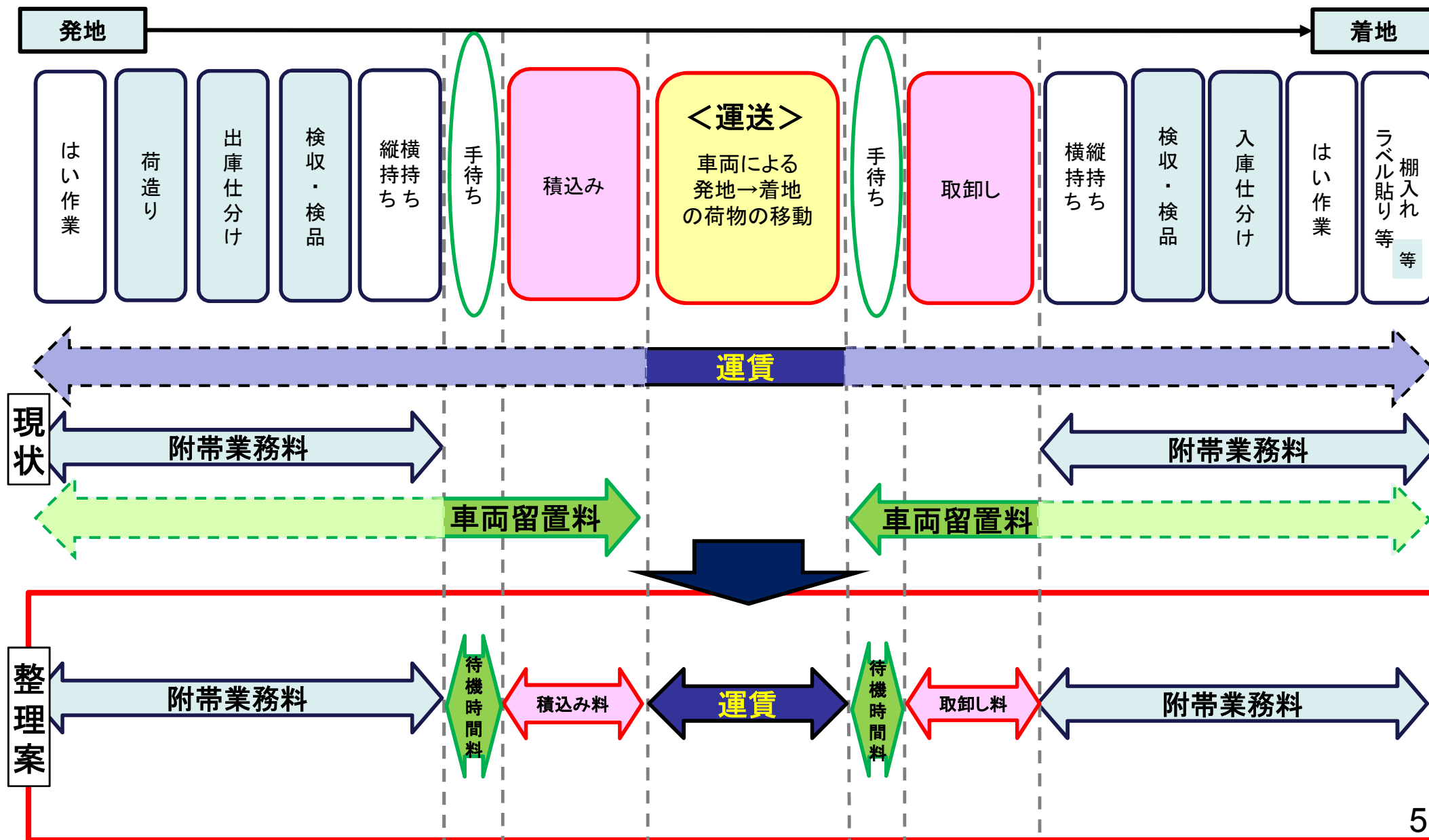
28年12月26日～29年1月31日

1. トラック事業者の概要(所在地、保有車両数、売上高の一番高い輸送品目等)
2. 売上高の一番高い輸送品目に係る以下の内容
 - ☐ 主な運送委託者の属性
 - ☐ 取引の立場(何次請けで請け負っているか)
 - ☐ 適用している運賃体系
 - ☐ 料金・費用の収受状況
 - ☐ 運賃・料金の決定方法
 - ☐ 契約書面化の状況 等
3. 安全対策、環境対策、人件費にかかるコストの収受状況
 - ☐ 十分な支払いを受けているか否か、十分な支払いがない場合の問題点
4. 十分な運賃・料金収受のために効果的と思われる方法(各項目を5段階評価)
 - ☐ 運賃設定の方法(原価計算に基づく設定、目安となる標準運賃・下限運賃)
 - ☐ 附帯業務費等の料金を運賃とは別建てで収受できる環境をつくる
 - ☐ 取引先との交渉スキルの向上、運送契約の書面化
 - ☐ 契約時に荷主が委託先の法令遵守状況を確認
 - ☐ 事業を開始する際の事前チェックの強化
 - ☐ 法令未遵守事業者への指導強化
 - ☐ 下請を2次・3次等に制限 等
5. 適正取引推進に係る各種ガイドラインの活用状況(書面化、下請取引、燃料サーチャージ)
6. トラック事業の経営状況
 - ☐ 継続的な取引のある運送委託者の数
 - ☐ 会社全体の売上高、営業利益、経常利益、トラック事業における売上高、営業利益
 - ☐ 利益に影響する大きなコストは何か
 - ☐ ドライバーの月あたりの平均賃金、労働時間
 - ☐ ドライバーの確保状況 等

Q49:「十分な運賃・料金の収受」のために、次の方法はどれくらい効果的だと思いますか。(単回答)



- 「運賃」は「運送の対価」であることを明確にするため、以下の範囲としてよい。
- 積み込み・取り卸しの対価は「運賃」とは別としてよい。
- 「車両留置料」は待機の対価であることを明確にしてよい。



標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示案等について（案）

1. 背景

貨物自動車運送事業における適正な運賃・料金の收受等の取引環境の改善に取り組むため、平成27年度に厚生労働省と共同で設置した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の下に、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」（以下「検討会」という。）を平成28年7月に立ち上げ、適正な運賃・料金收受に向けた方策等について検討を進めてきたところ。

同検討会においては本年1月に「トラック運送業における運賃・料金に関する調査」を実施したところであるが、約3割の事業者が附帯業務料、車両留置料（手待ち時間料金）、積込み・取卸し費用が十分に收受できていないという結果となり、十分な收受に向けた対策の必要性が明らかになったところ。

また、十分な運賃・料金の收受のために効果的な方策について聞いたところ、「附帯作業費・高速代」等について「運賃とは別立て」で收受できる環境を作ることが効果的だという意見が約7割に達し、さらに同検討会においても運賃と料金を明確化すべきとご意見をいただいたところである。

ついては、適正な運賃・料金の收受に向け、標準貨物自動車運送約款（平成2年運輸省告示第575号）の一部を改正するとともに、平成25年5月に策定した「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の一部を改正することとする。

また、「運賃」とは、貨物の運送（場所的移動及び運送に必要な積付け業務）に対する対価とすることを明確にするため、貨物課長通達を発出することとする。

2. 概要

（1）標準貨物自動車運送約款の一部改正

- ア 標準貨物自動車運送約款第8条第1項に規定される運送状等の記載事項について、「待機時間料」、「積込み料」、「取卸し料」等の料金の具体例を規定する。
- イ 貨物の積付けについて、貨物自動車運送事業者の責任において行うことを規定する。
- ウ 貨物自動車運送事業者が料金を收受して積込み又は取卸しを行う場合に、貨物自動車運送事業社の責任において行うことを明確化する。
- エ 発地又は着地における荷待ちに対する対価を「待機時間料」と規定し、発地又は着地における積込み又は取卸しに対する対価を「積込み料」及び「取卸し料」と規定することで、料金の内容を明確化する。
- オ 附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」及び「はい作業」を追加する。

（2）標準貨物軽自動車運送約款の一部改正

標準貨物自動車運送約款と同様の改正を行う。

（3）トラック運送業における書面化推進ガイドラインの一部改正

- ア 運送引受書における必要記載事項として、「料金」を追加し、その具体例として「待機時間料」、「積込み料」、「取卸し料」及び「附帯業務料」を規定する。
- イ 必要記載事項の記載要領において、「待機時間料」、「積込料」及び「取卸料」の料金の定義を規定する。
- ウ 附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「ラベル貼り」及び「はい作業」を追

加する。

エ 運送引受書の基本様式を料金の内容が記載できるよう改正する。

(4) トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドラインの一部改正

ア 「運賃」とは、貨物の運送（場所的移動及び、運送に必要な定型的な積付け業務）に対する対価とすることを明確化する。

イ (1)(2)の改正を反映させる。

(5) 貨物課長通達「一般貨物自動車運送事業等における運賃及び料金について（仮称）」の発出

「運賃」とは、貨物の運送（場所的移動及び運送に必要な積付け業務）に対する対価とすることを明確化する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布	平成29年 7 月
施 行	平成29年 1 0 月

トラック運送業における書面化推進ガイドライン(抄)

運送状を活用して運送引受書を作成する基本様式

A. 委託時記載事項 委託者においてⅠ～Ⅲを示して、受託者に運送を依頼

		委託日:平成 年 月 日	
運送委託者	名称	電 話	
		FAX、E-mail	
	住所	【責任者、担当者名】	

Ⅰ 運送業務

積み込み開始日時		積み込み先	
【住 所】		【連絡先(電話、担当者)】	
取卸し終了日時		取卸し先	
【住 所】		【連絡先(電話、担当者)】	

運送品の概要			
車種		台数	両

Ⅱ 附帯業務

附帯業務内容			
業務日時			
【備 考】			

(注)「附帯業務」は、標準貨物自動車運送約款第60条第1項を踏まえた役務(例:貨物の荷造り、仕分け等)であり、「運賃及び料金」の「附帯業務料等」の欄に記載の費用となります。

Ⅲ 運賃及び料金

運 賃	円	燃料サーチャージ	円		
有料道路使用料(税込)	円	附帯業務料等	円	車両留置料	円
〇〇料	円				
消費税額	円				
【備 考】					
支払日		【毎月 日締め切り、翌月 日払い】	支払方法		

(注)・「運賃」及び「燃料サーチャージ」は、受託者が設定しているものによります。
・「有料道路使用料(税込)」は、通行予定の有料道路の利用料を記載します。
・「車両留置料」は、委託者の都合で貨物の発地又は着地に到着後、留置された時間分について、受託者が設定しているものによります。
・「消費税額」は、法定の税率によります。
・上記のとおり運送を委託します。なお、運賃及び料金に変更が生じる等、本状に記載のない事項が発生した場合は、支払時に双方で決定し精算することとします。

委託者(荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者)

B. 受託時記載事項 上記を応諾の上、受託者において記載

運送受託者名	名称	電 話	
		FAX、E-mail	
	住所	【責任者・担当者名】	
【車両番号】		【運転者名】	
【備 考】			

・上記のとおり運送を受託します。

平成 年 月 日 運送受託者(貨物自動車運送事業者)

(注1)グレーは、当事者間での必要に応じて記載する任意記載項目欄です。

(注2)運送委託者において発出された運送状にB欄を追記して運送引受書が作成発出される例であるが、運送状については、運送委託者が提出する旨、標準貨物自動車運送約款第8条で規定されています。

(注3)この運送引受書は、国土交通省「トラック運送業における書面化ガイドライン」に基づき発行される書面です。運送委託者がこの書面と相違した運送を強要した場合は、貨物自動車運送事業法第64条に基づく荷主勧告、社名公表が行われる場合があります。

トラック運送業における 運賃・料金に関する調査結果

平成29年 2月

国土交通省 自動車局 貨物課
公益社団法人 全日本トラック協会

目 次

I. 調査概要		2
II. 回答事業者の概要		3
III. 取引状況 （実運送の売上高が一番高い輸送品目）		8
IV. 料金・運賃収受「全般」		24
V. 「適正取引推進に係る」各ガイドライン		31

I. 調査概要

1. 調査の目的

本調査は、トラック運送業における運賃・料金に関する実態を把握し、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」にて適正運賃・料金収受に向けた方策を検討することを目的として、調査するものである。

2. 調査の対象

本調査は、全国のトラック運送事業者1,776者（郵送法及びメール依頼）を対象に実施された。

3. 調査実施期間

調査期間は、平成28年12月末～1月31日である。

4. 調査実施方法

本調査は、紙による郵送依頼、メール依頼により、書面返送またはインターネット画面にアクセスする方法にて実施された。

5. 回収数(H29.2.9現在)

回収数は545事業者であり、回収率は30.7%である。

6. 分析の留意点

質問は、無回答を除いて集計している。百分比は、小数点第2位で四捨五入して、小数点第1位までを表示している。四捨五入しているため、合計値が100%を前後することがある。

Ⅱ．回答事業者の概要

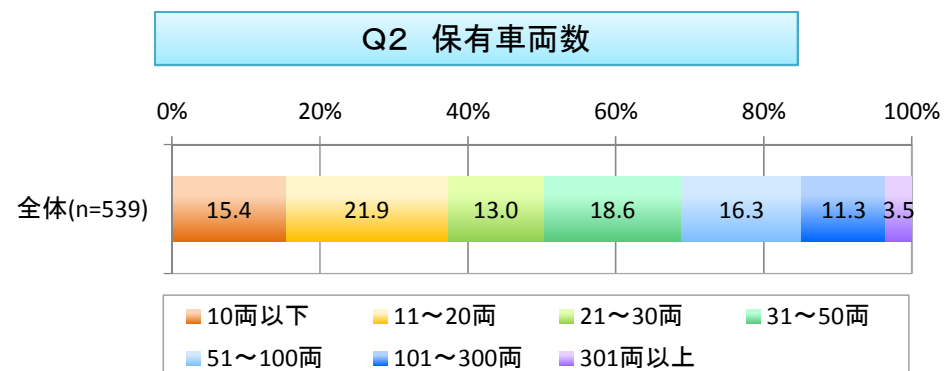
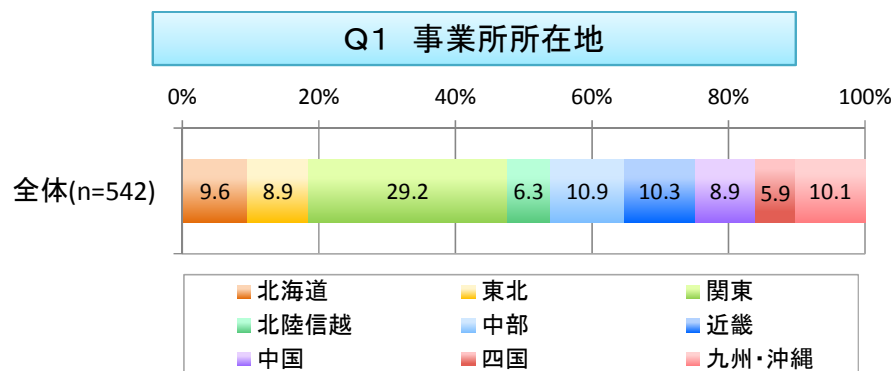
Ⅱ. 回答事業者の概要

1. 所在地、保有車両数

【対象者: 全員】

Q1: 貴社の所在地をご回答ください。

Q2: 貴社が保有するトラック運送事業用自動車(うち軽自動車を除く)の保有車両数をお答えください。

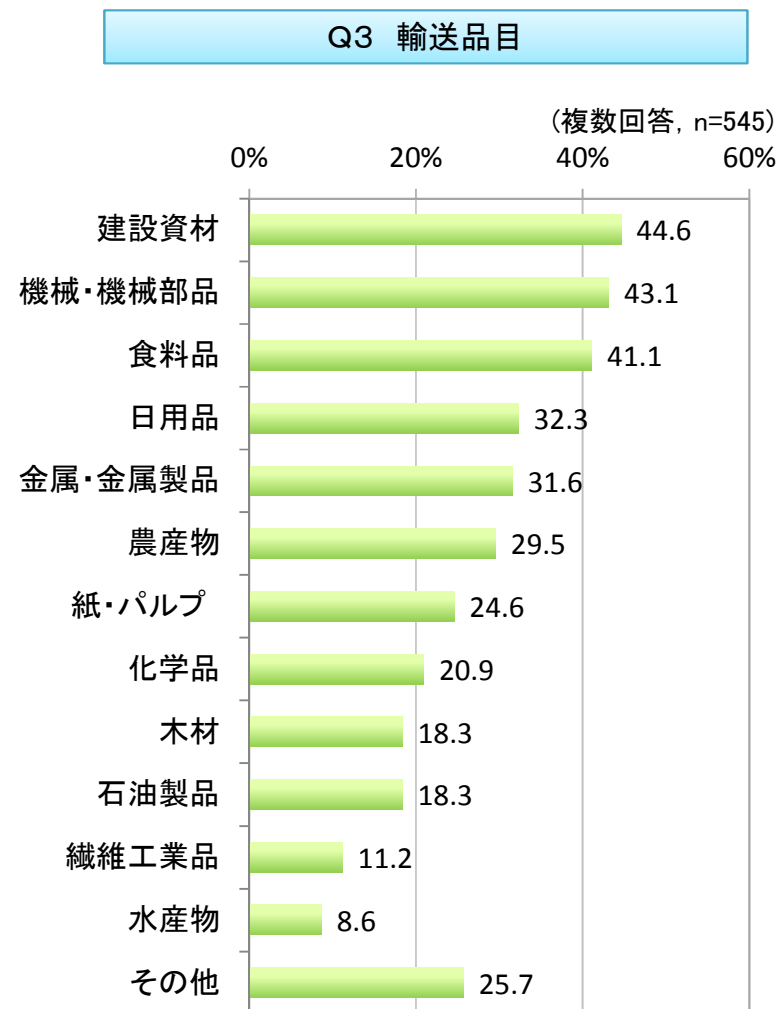


Ⅱ. 回答事業者の概要

2. 輸送品目

【対象者: 全員】

Q3: 貴社が実運送で取り扱っている輸送品目について、該当する品目を全て選択してください。



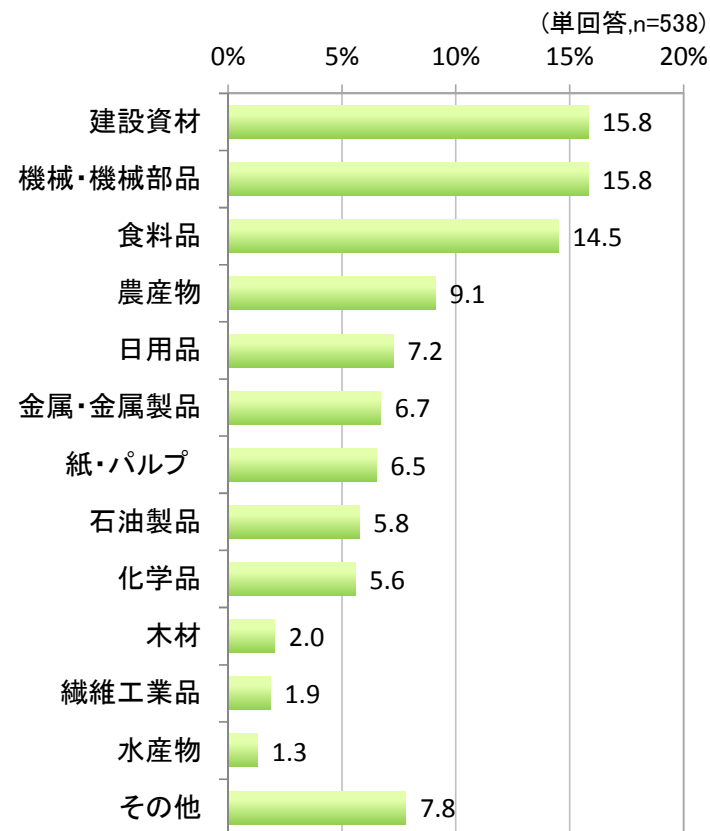
Ⅱ. 回答事業者の概要

3. 売上高の一番高い輸送品目について

【対象者:全員】

Q4: 貴社の実運送の売上高の一番高い輸送品目、及びその具体的な品名をご記入ください。

Q4 売上高の一番高い輸送品目及び品名



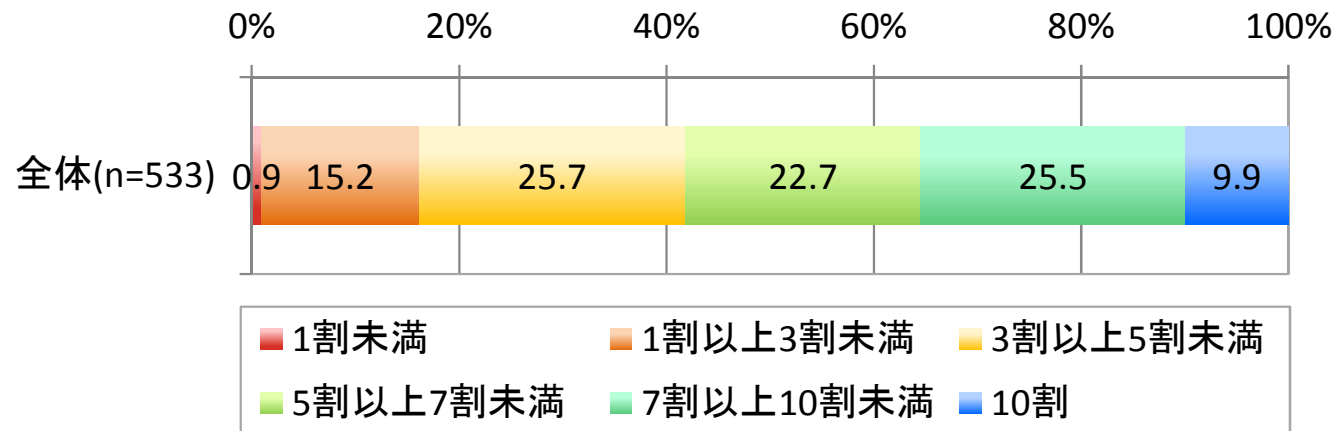
Ⅱ. 回答事業者の概要

4. 売上高の一番高い輸送品目について

【対象者: 全員】

Q5: 貴社の実運送の売上高の一番高い輸送品目の売上げは、実運送全体の売上げのどの位の割合ですか。

Q5 売上高全体に占める割合



Ⅲ. 取引状況

(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

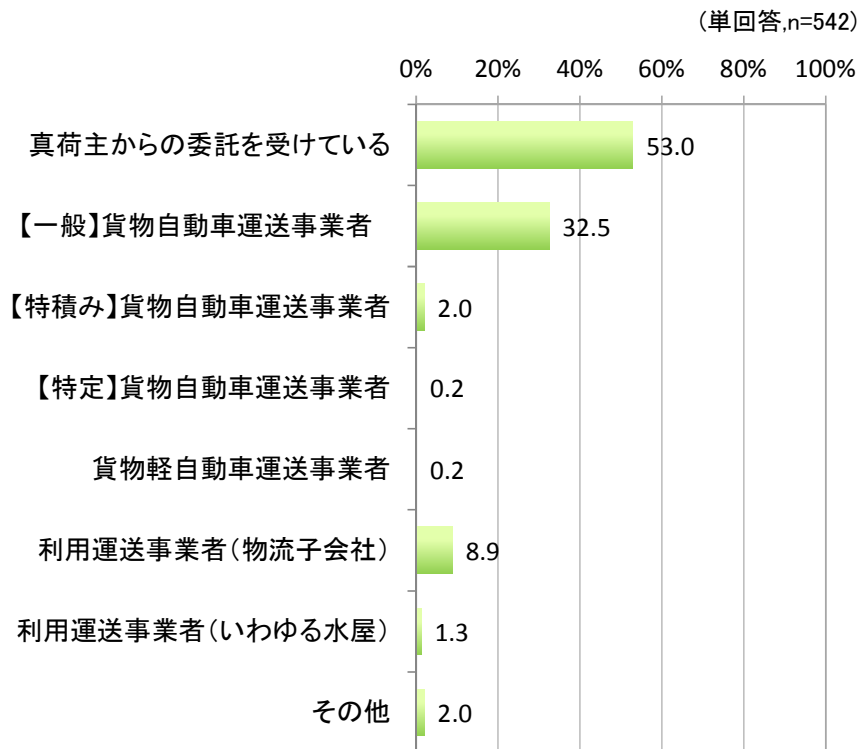
1. 主な運送委託者の属性、取引上の立場

【対象者: 全員】

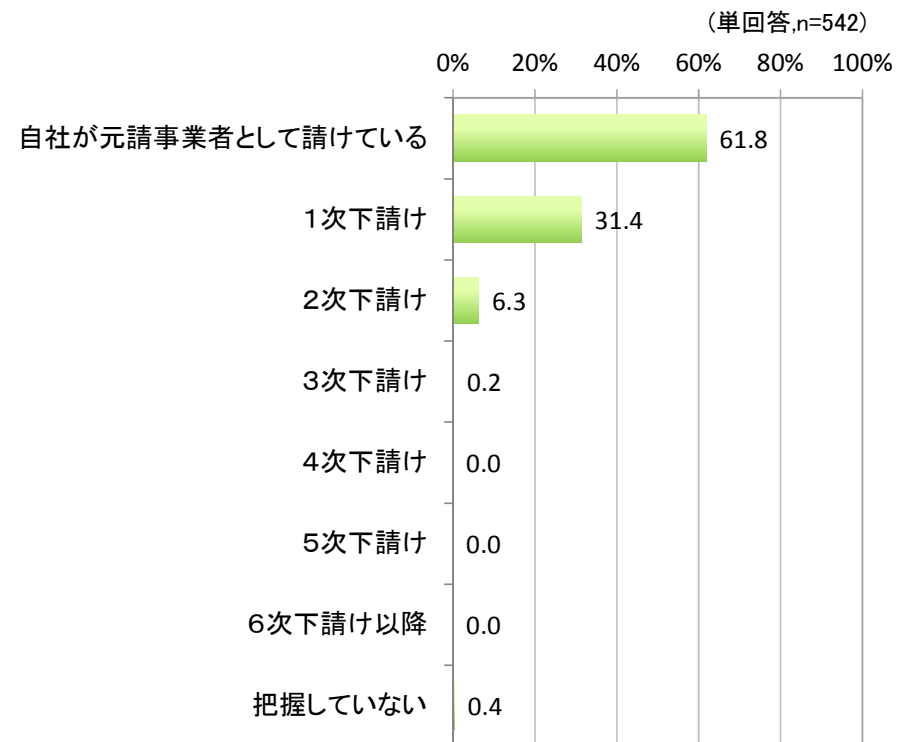
Q6: 売上高が一番高い輸送品目についてお聞きます。貴社への主な運送委託者の属性は何ですか。(単回答)

Q7: 貴社の取引の主な立場について、お答え下さい。(単回答)

Q6 主な運送委託者



Q7 取引上の主な立場



Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

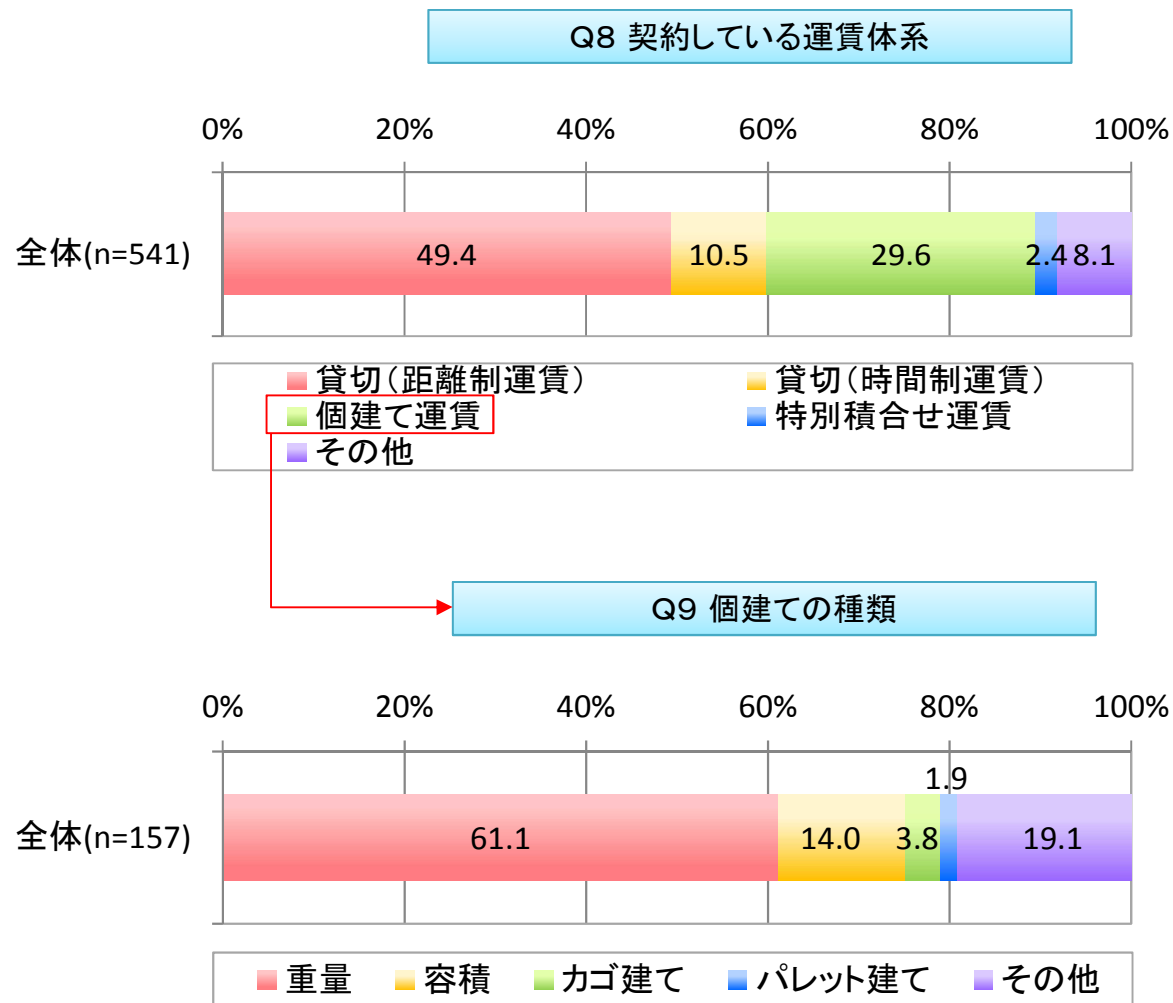
2. 取引先と契約している運賃体系

【対象者: 全員】

Q8: 取引先と契約している運賃体系について、主に適用しているものをお答えください。(単回答)

【対象者: 上記設問で「個建て運賃」を選択した回答者】

Q9: 個建ての種類は何ですか。(単回答)



Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

3. 費用収受① 燃油サーチャージ

【対象者: 全員】

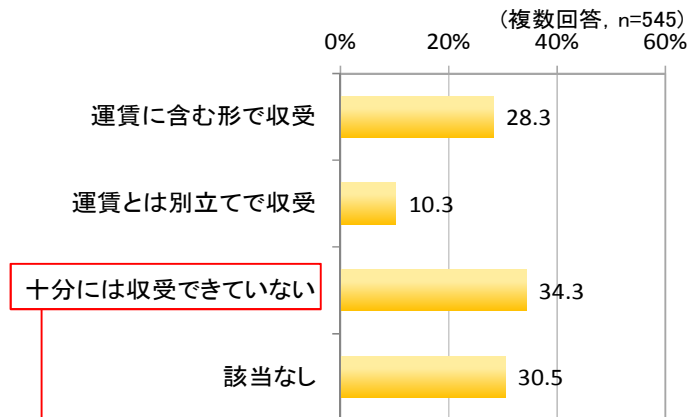
Q10: 燃油サーチャージの費用の収受についてお答えください。(複数回答)

【対象者: 上記設問で「十分には収受できていない」と回答した回答者】

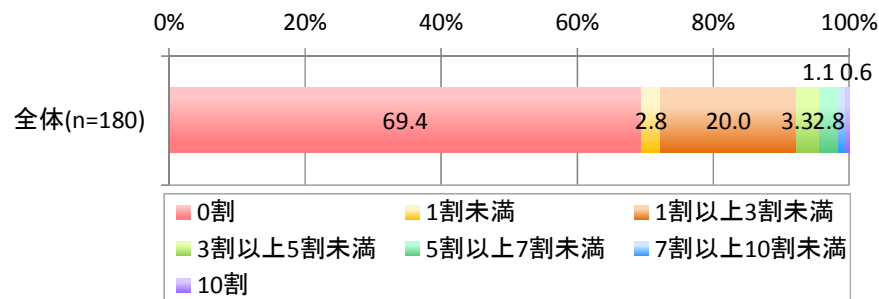
Q11: 収受できているのは何割程度ですか。(単回答)

Q12: 燃油サーチャージは運送契約書に記載していますか。(単回答)

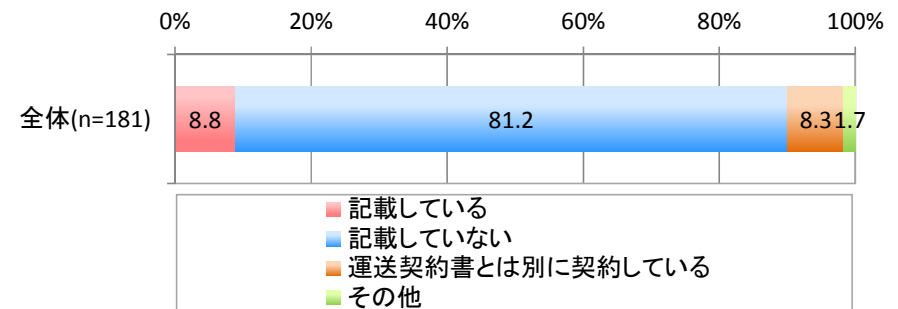
Q10 費用収受の状況



Q11 収受できている割合



Q12 運送契約書への記載



Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

3. 費用収受② 車両留置料(手待ち時間料金)

【対象者: 全員】

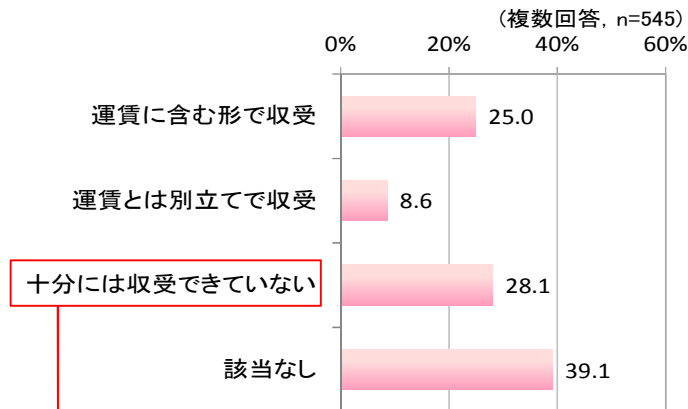
Q13: 車両留置料の費用の収受についてお答えください。(複数回答)

【対象者: 上記設問で「十分には収受できていない」と回答した回答者】

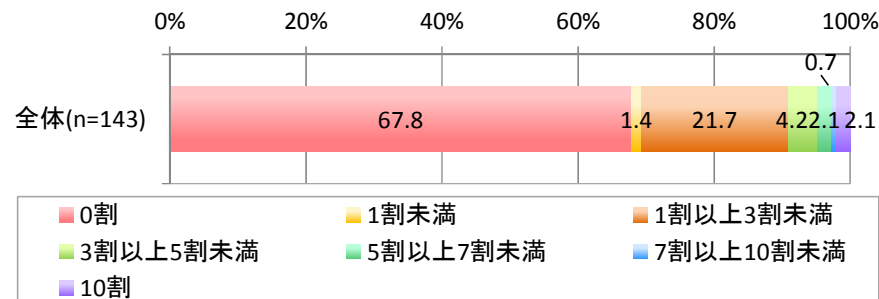
Q14: 収受できているのは何割程度ですか。(単回答)

Q15: 車両留置料は運送契約書に記載していますか。(単回答)

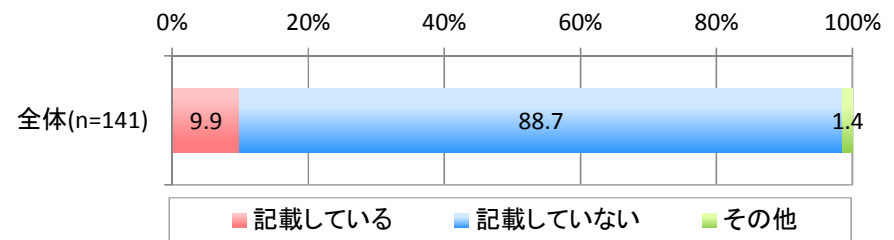
Q13 費用収受の状況



Q14 収受できている割合



Q15 運送契約書への記載



Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

3. 費用収受③ 付帯業務料(仕分け、検品、横持ち等)

【対象者: 全員】

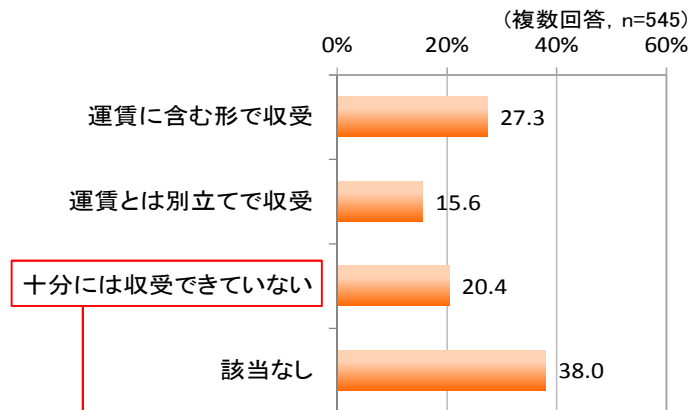
Q16: 付帯業務料の費用の収受についてお答えください。(複数回答)

【対象者: 上記設問で「十分には収受できていない」と回答した回答者】

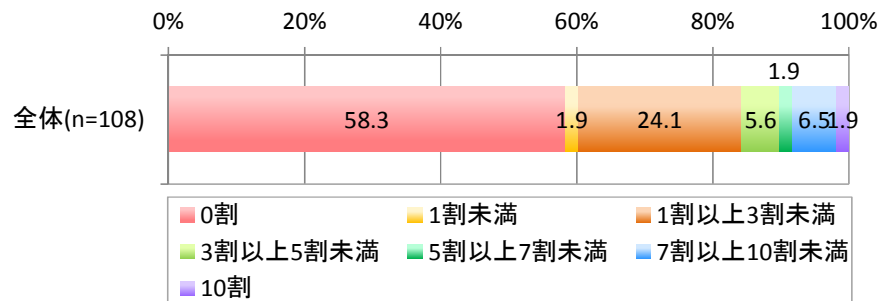
Q17: 収受できているのは何割程度ですか。(単回答)

Q18: 付帯業務料は運送契約書に記載していますか。(単回答)

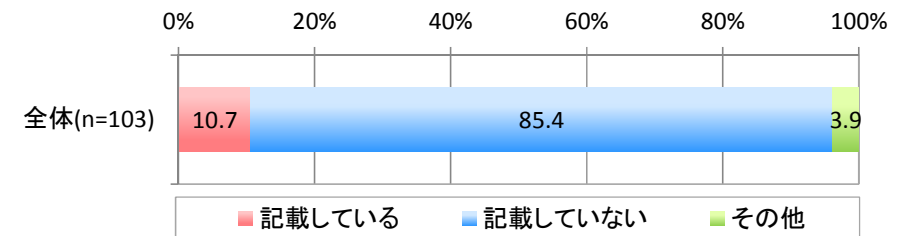
Q16 費用収受の状況



Q17 収受できている割合



Q18 運送契約書への記載



Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

3. 費用収受④ 積込・取卸料

【対象者: 全員】

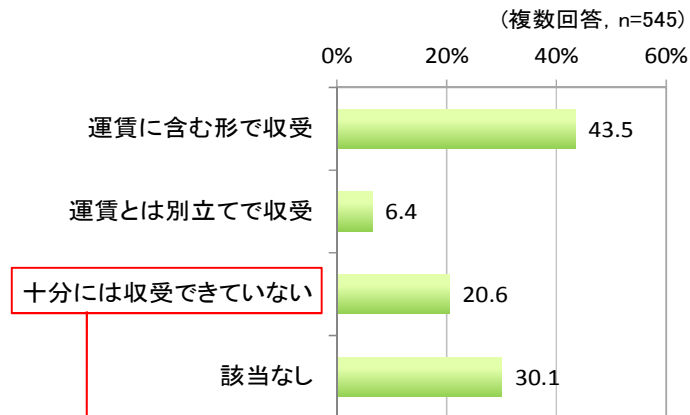
Q19: 積込・取卸料の費用の収受についてお答えください。(複数回答)

【対象者: 上記設問で「十分には収受できていない」と回答した回答者】

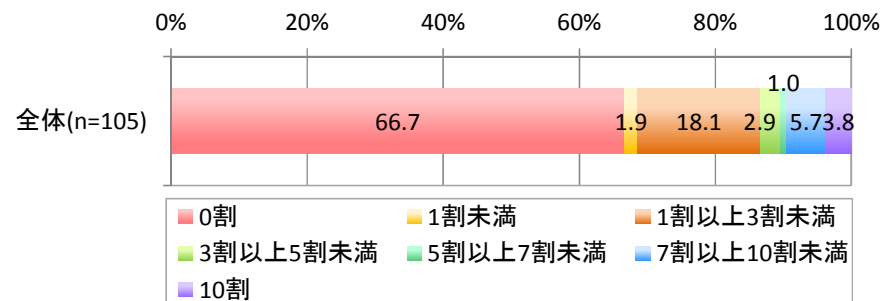
Q20: 収受できているのは何割程度ですか。(単回答)

Q21: 積込・取卸料は運送契約書に記載していますか。(単回答)

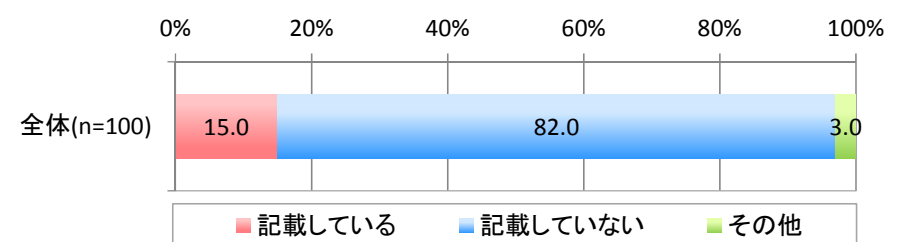
Q19 費用収受の状況



Q20 収受できている割合



Q21 運送契約書への記載



Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

3. 費用収受⑤ 通行料(高速道路利用料等)

【対象者: 全員】

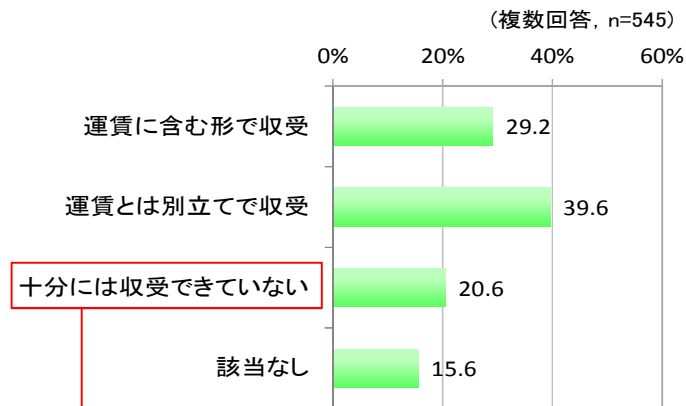
Q22: 通行料の費用の収受についてお答えください。(複数回答)

【対象者: 上記設問で「十分には収受できていない」と回答した回答者】

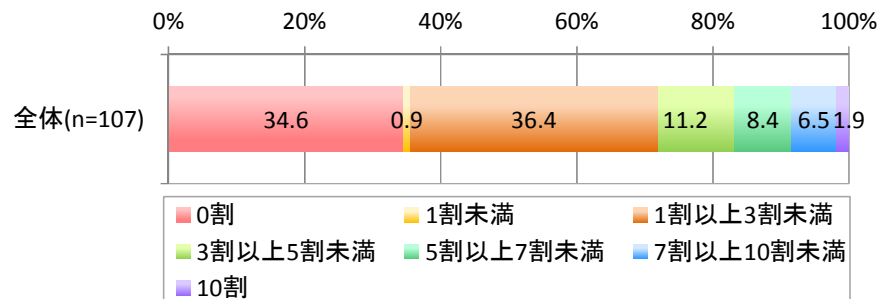
Q23: 収受できているのは何割程度ですか。(単回答)

Q24: 通行料は運送契約書に記載していますか。(単回答)

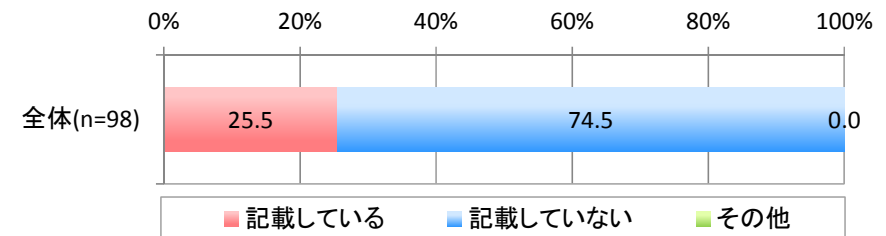
Q22費用収受の状況



Q23 収受できている割合



Q24 運送契約書への記載



Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

3. 費用収受⑥ 特種品目費(貴重品、危険品、特殊品等)

【対象者: 全員】

Q25: 通行料の費用の収受についてお答えください。(複数回答)

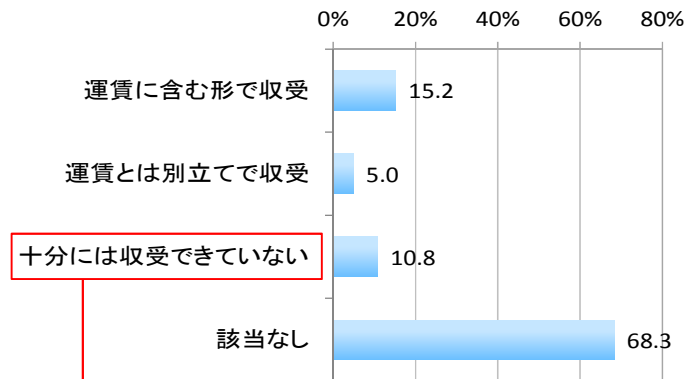
【対象者: 上記設問で「十分には収受できていない」と回答した回答者】

Q26: 収受できているのは何割程度ですか。(単回答)

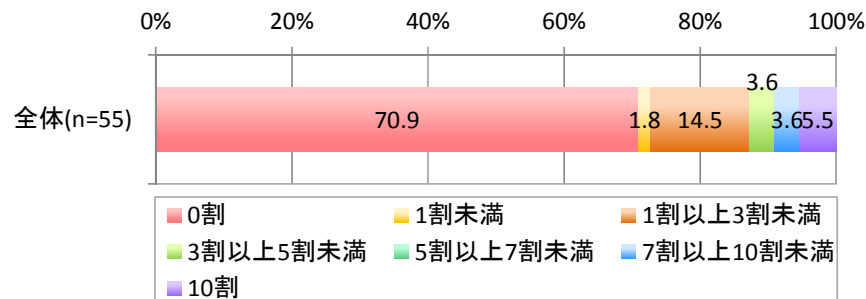
Q27: 通行料は運送契約書に記載していますか。(単回答)

Q25 費用収受の状況

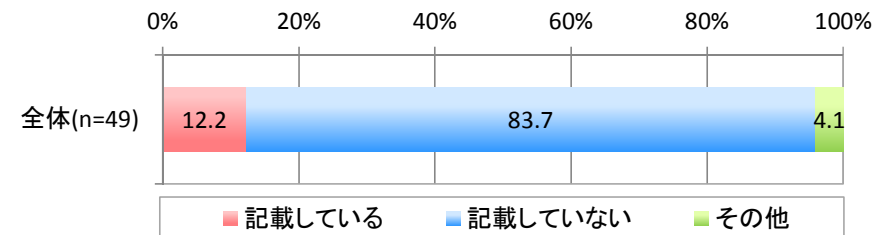
(複数回答, n=545)



Q26 収受できている割合



Q27 運送契約書への記載



Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

3. 費用収受⑦ 割増料金(休日・深夜早朝割増、冬期割増等)

【対象者: 全員】

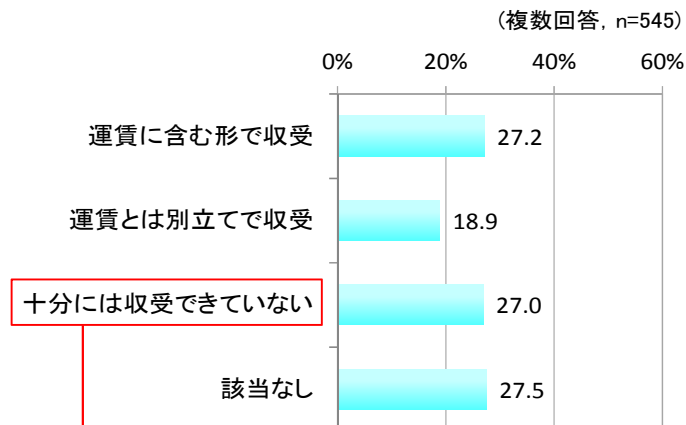
Q28: 割増料金の費用の収受についてお答えください。(複数回答)

【対象者: 上記設問で「十分には収受できていない」と回答した回答者】

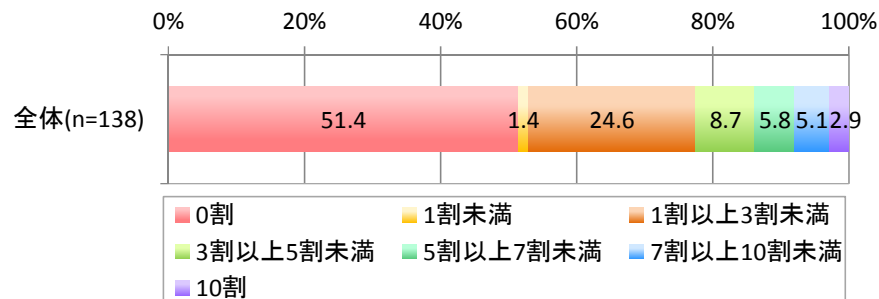
Q29: 収受できているのは何割程度ですか。(単回答)

Q30: 割増料金は運送契約書に記載していますか。(単回答)

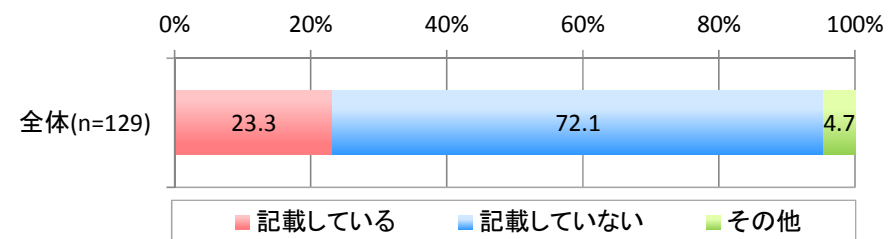
Q28 費用収受の状況



Q29 収受できている割合



Q30 運送契約書への記載



Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

3. 費用収受⑧ その他費用

【対象者:全員】

Q31:その他の費用の収受についてお答えください。(複数回答)

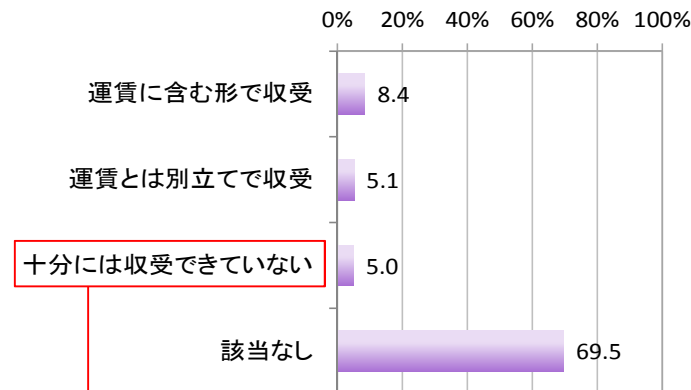
【対象者:上記設問で「十分には収受できていない」と回答した回答者】

Q32:収受できているのは何割程度ですか。(単回答)

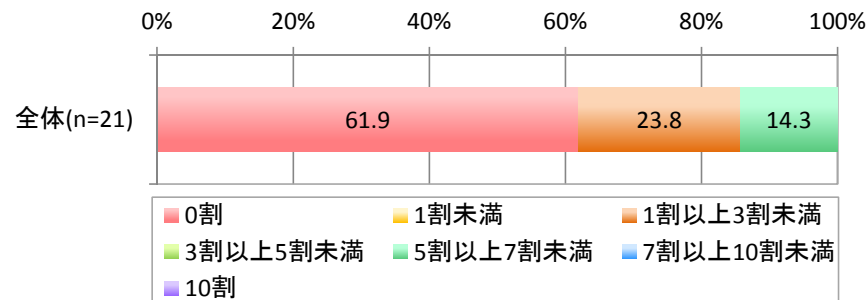
Q33:その他費用は運送契約書に記載していますか。(単回答)

Q31 費用収受の状況

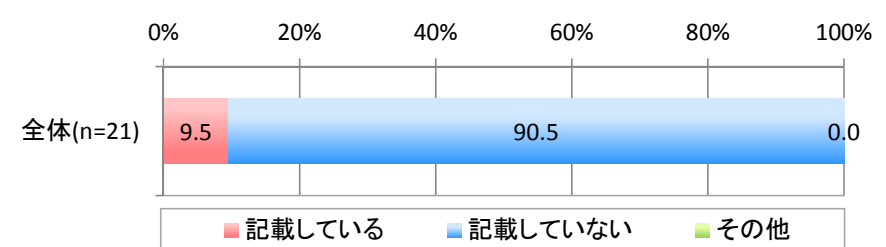
(複数回答, n=545)



Q32 収受できている割合



Q33 運送契約書への記載



Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

4. 運賃・料金の決定方法

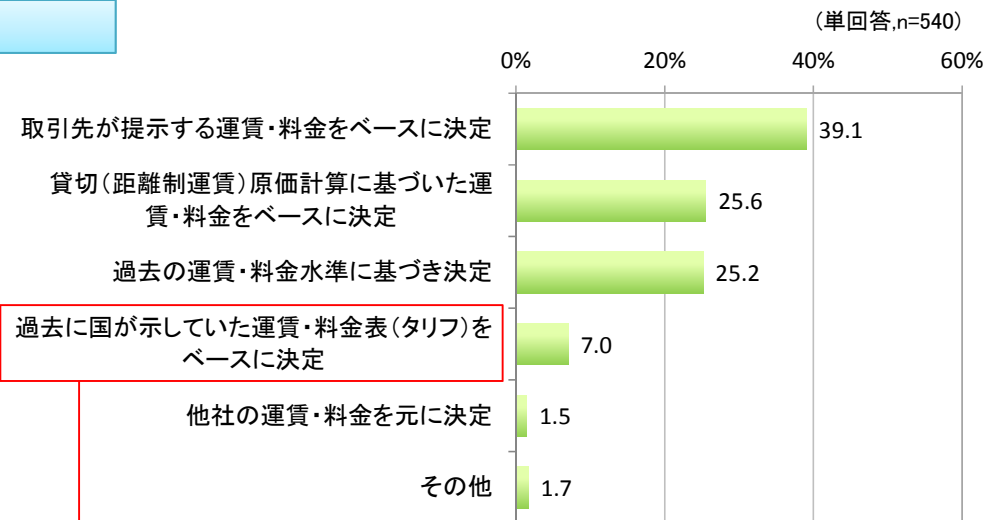
【対象者: 全員】

Q34: 取引先と運賃・料金を決める主な方法について選択してください。(単回答)

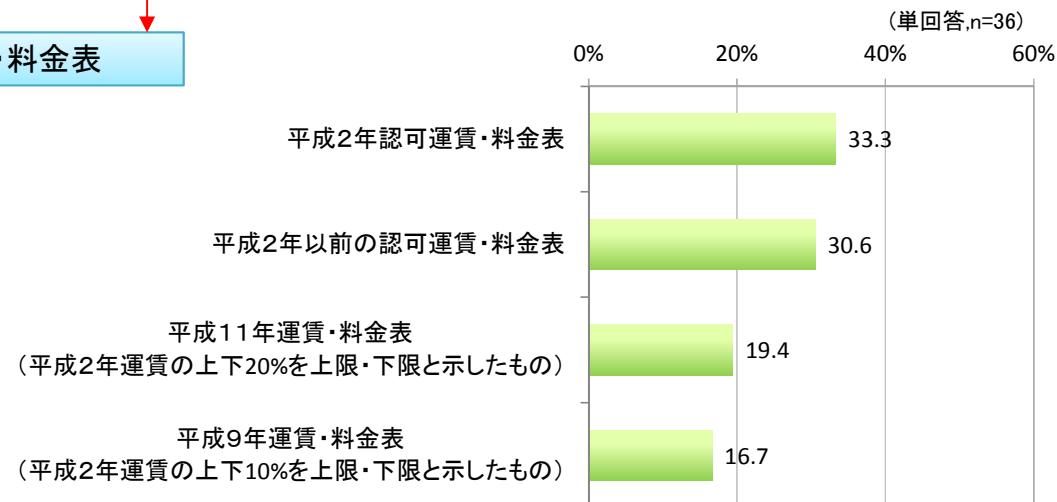
【対象者: 上記設問で「過去に国が示していた運賃・料金表(タリフ)」と回答した回答者】

Q35: ベースとしている運賃・料金表を選択してください。(単回答)

Q34 運賃・料金の決定方法



Q35 ベースとしている運賃・料金表



Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

5. 運賃の変更、値上げについて

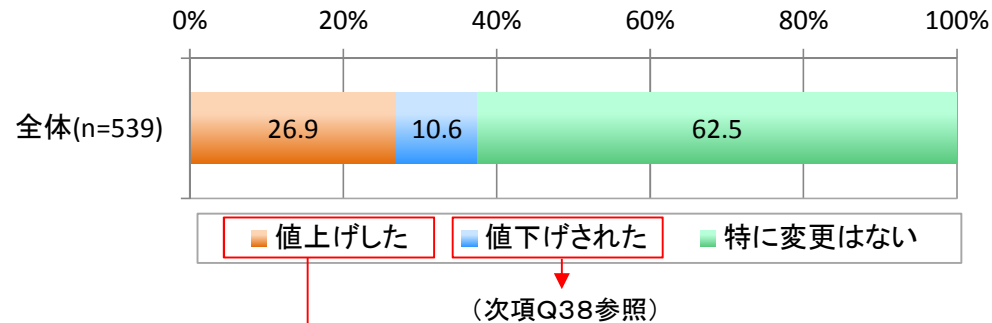
【対象者: 全員】

Q36: 最近、運賃の変更(値上げ・値下げ)がありましたか。(単回答)

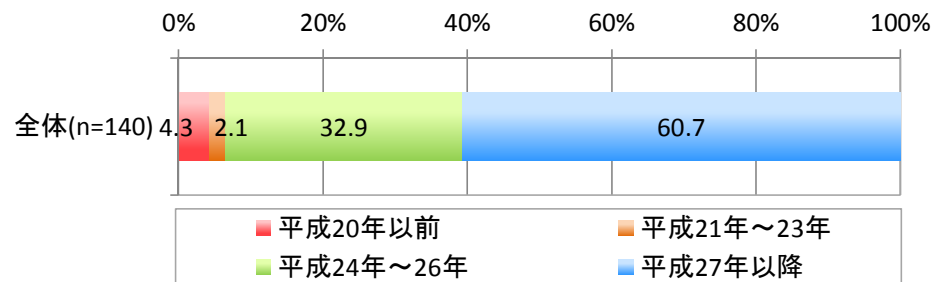
【対象者: 上記設問で「値上げした」と回答した回答者】

Q37: 値上げした時期(単回答)と、値上げした理由についてお答えください。(複数回答)

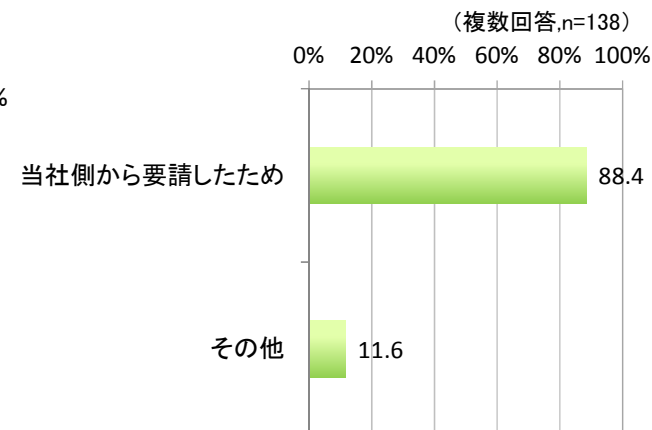
Q36 運賃の変更



Q37 値上げした時期



Q37 値上げした理由



Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

6. 値下げについて

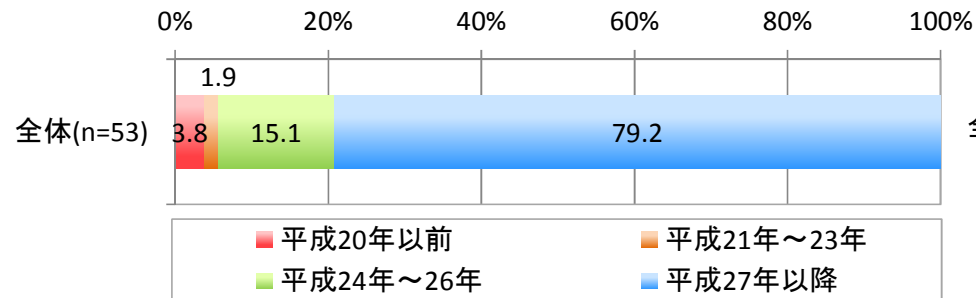
【対象者:上記設問で「値下した」と回答した回答者】

Q38:値下げした時期と、値下げした理由についてお答えください。(単回答)

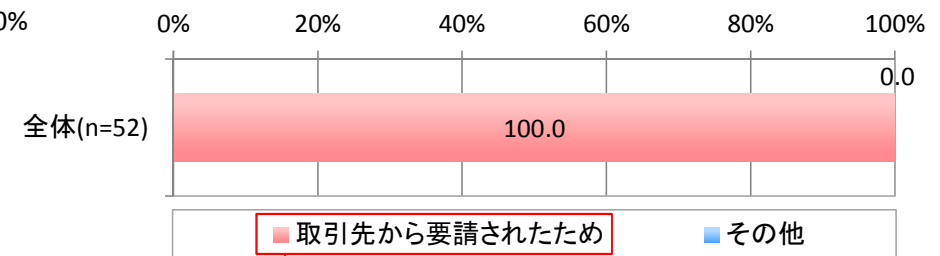
【対象者:上記設問で「取引先から要請されたため」と回答した回答者】

Q39:要請された理由は何ですか。(複数回答)

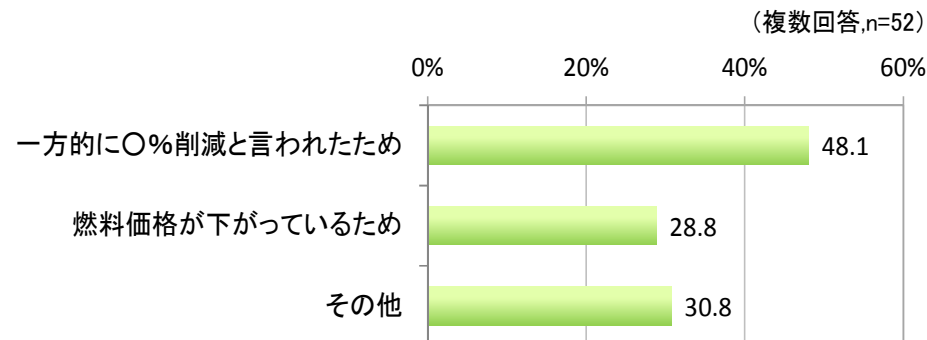
Q38 値下げした時期



Q38 値下げの理由



Q39 値下げを要請された理由



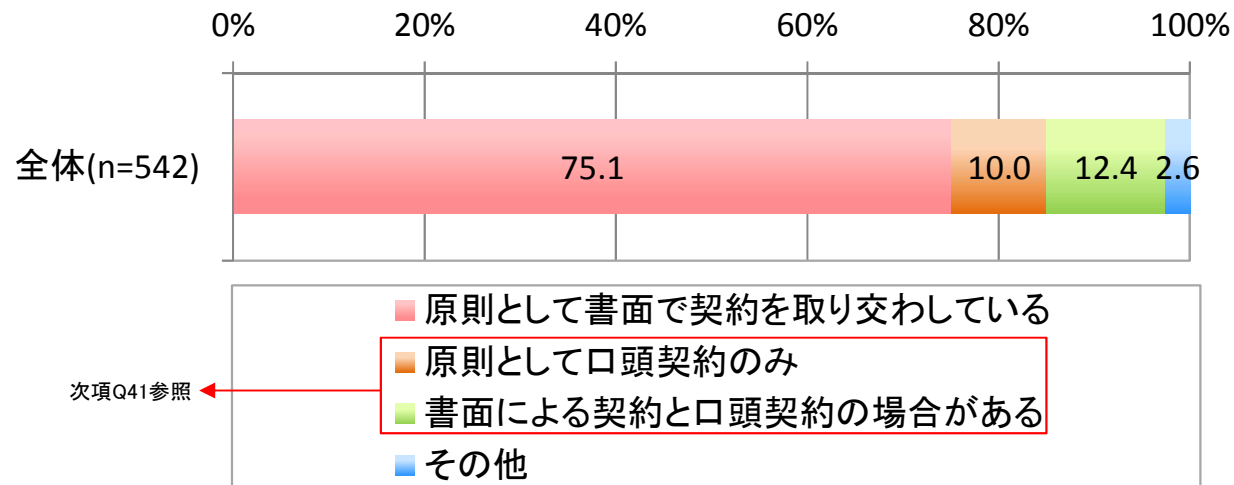
Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

7. 契約書面の取り交わし

【対象者: 全員】

Q40: 取引先(運行委託者)とは、書面で契約を取り交わしていますか。(単回答)

Q40 書面の取り交わしの有無



Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

9. 書面契約の実現

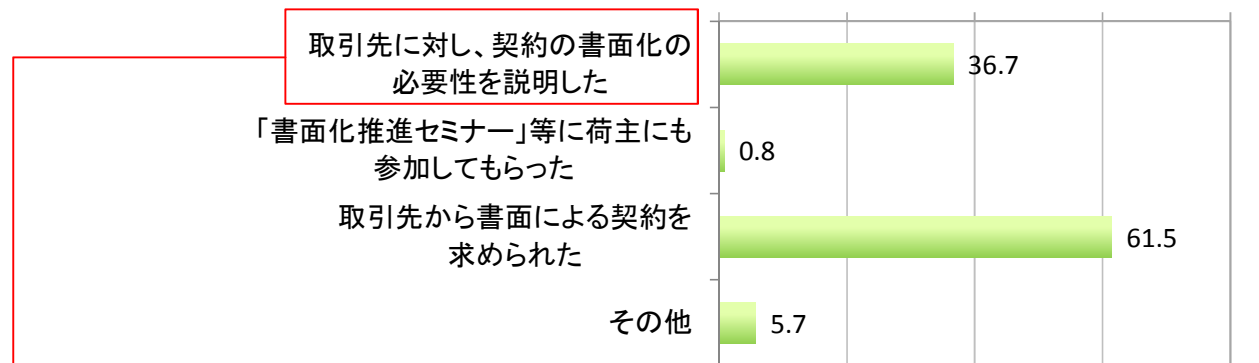
【対象者:「書面契約を取り交わしている」、あるいは「書面による契約と口頭契約がある」と回答した回答者】

Q41: 書面による契約をどのように実現しましたか。(複数回答)

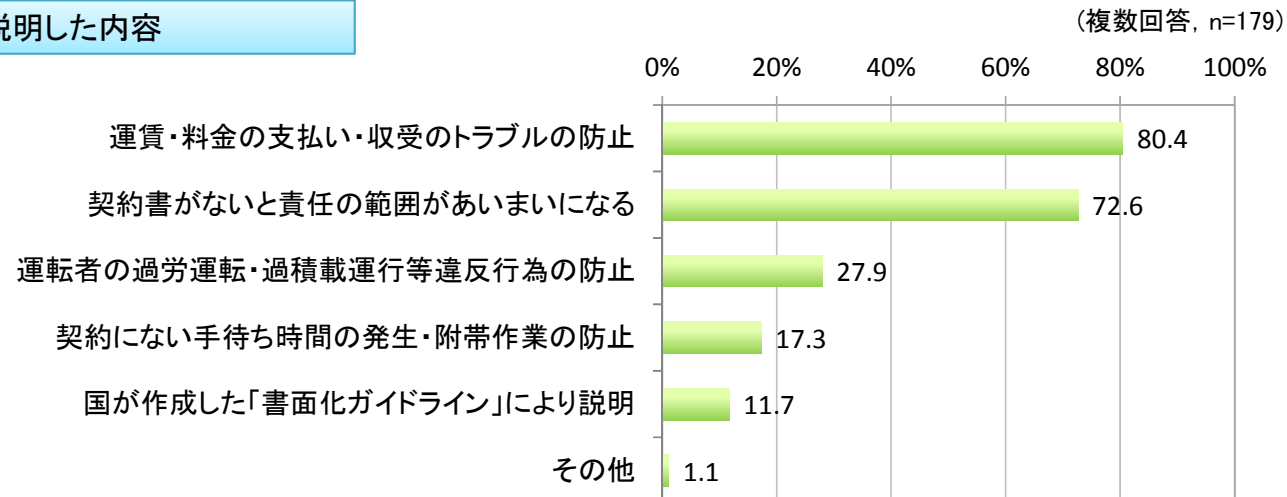
【対象者: 上記設問で「取引先に書面化の必要性を説明した」と回答した回答者】

Q42: 具体的に何を説明しましたか。(複数回答)

Q41 書面契約の実現



Q42 説明した内容



IV. 料金・運賃收受「全般」

IV. 料金・運賃収受「全般」

1. 取引先からの費用収受 ①安全対策費

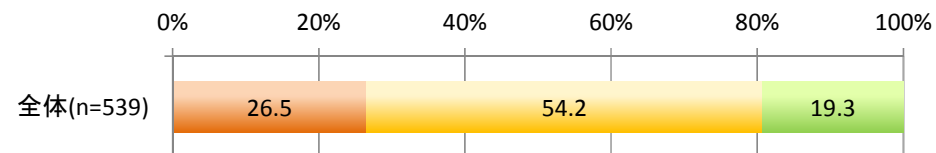
【対象者: 全員】

Q43: 安全対策費を十分にまかなえるだけの、十分な「支払い」を、取引先から頂いていると思いますか。(単回答)

【対象者: 上記設問で「最低限の対策ができるだけの支払いしかもらっていない」、「今の支払いでは最低限の対策すらできていない」と回答した回答者】

Q44: 具体的に何が出来なくなっていますか。(複数回答)

Q43 取引先からの収受状況



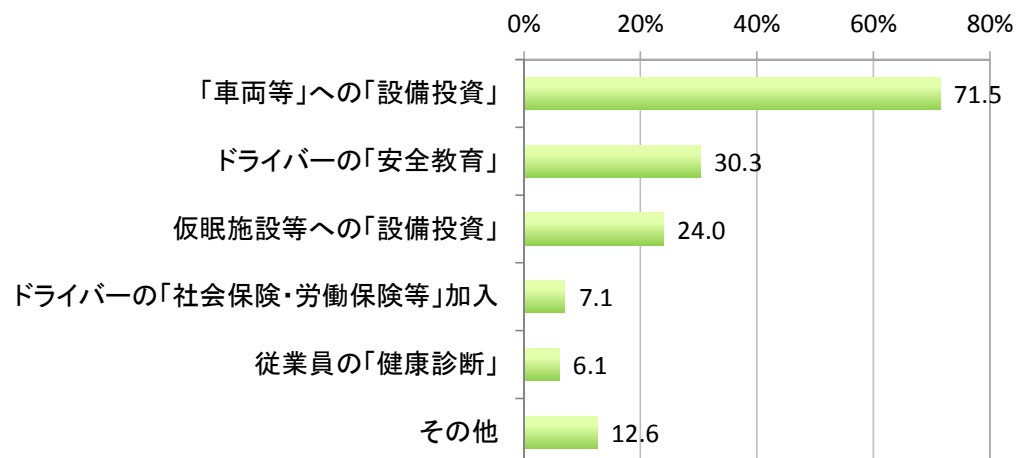
■「十分、対策できる」だけの「支払い」をもらっている

■「最低限の対策」ができるだけの「支払い」しかもらっていない

■今の「支払い」では、最低限の対策すらできていない

Q44 出来なくなっている事項

(複数回答, n=396)



IV. 料金・運賃収受「全般」

1. 取引先からの費用収受 ②環境対策費

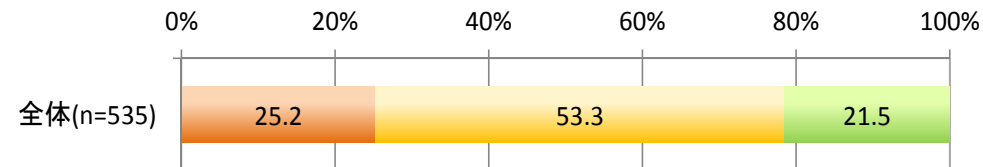
【対象者：全員】

Q45：環境対策費を十分にまかなえるだけの、十分な「支払い」を、取引先から頂いていると思いますか。（単回答）

【対象者：上記設問で「最低限の対策ができるだけの支払いしかもらっていない」、「今の支払いでは最低限の対策すらできていない」と回答した回答者】

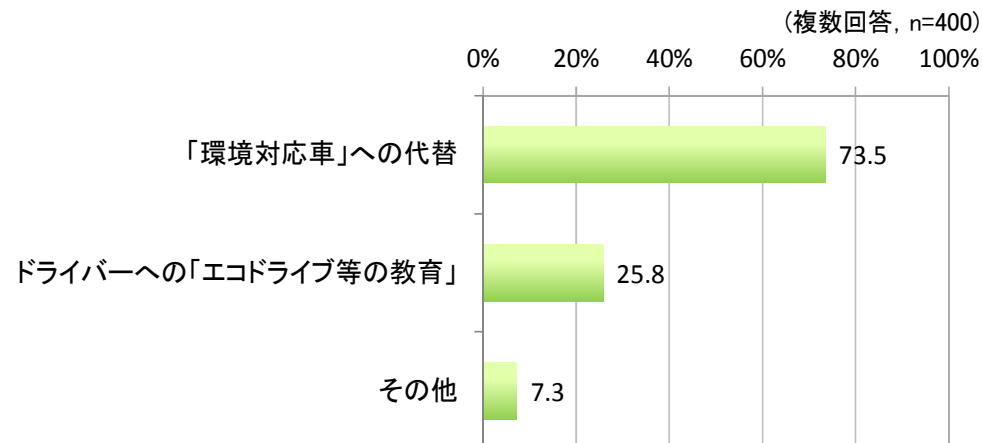
Q46：具体的に何が出来なくなっていますか。（複数回答）

Q45 取引先からの収受状況



- 「十分、対策できる」だけの「支払い」をもらっている
- 「最低限の対策」ができるだけの「支払い」しかもらっていない
- 今の「支払い」では、最低限の対策すらできていない

Q46 出来なくなっている事項



IV. 料金・運賃収受「全般」

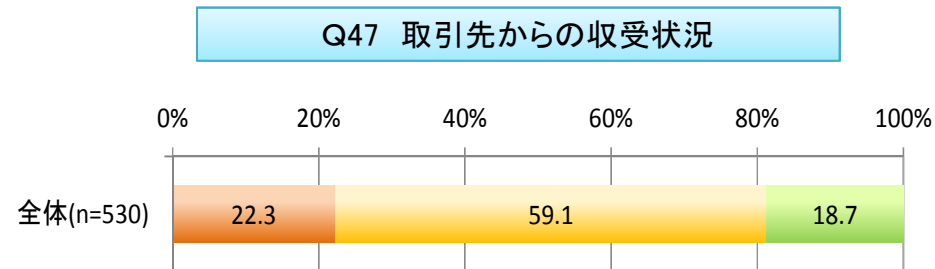
1. 取引先からの費用収受 ③人件費

【対象者: 全員】

Q47: 人件費を十分にまかなえるだけの、十分な「支払い」を、取引先から頂いていると思いますか。(単回答)

【対象者: 上記設問で「最低限の対策ができるだけの支払いしかもらっていない」、「今の支払いでは最低限の対策すらできていない」と回答した回答者】

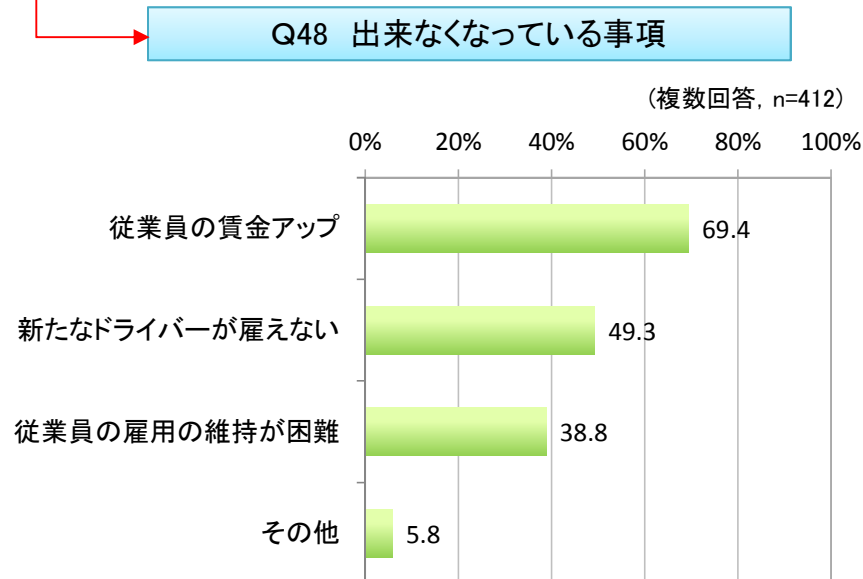
Q48: 具体的に何が出来なくなっていますか。(複数回答)



「十分、対策できる」だけの「支払い」をもらっている

「最低限の対策」ができるだけの「支払い」しかもらっていない

今の「支払い」では、最低限の対策すらできていない

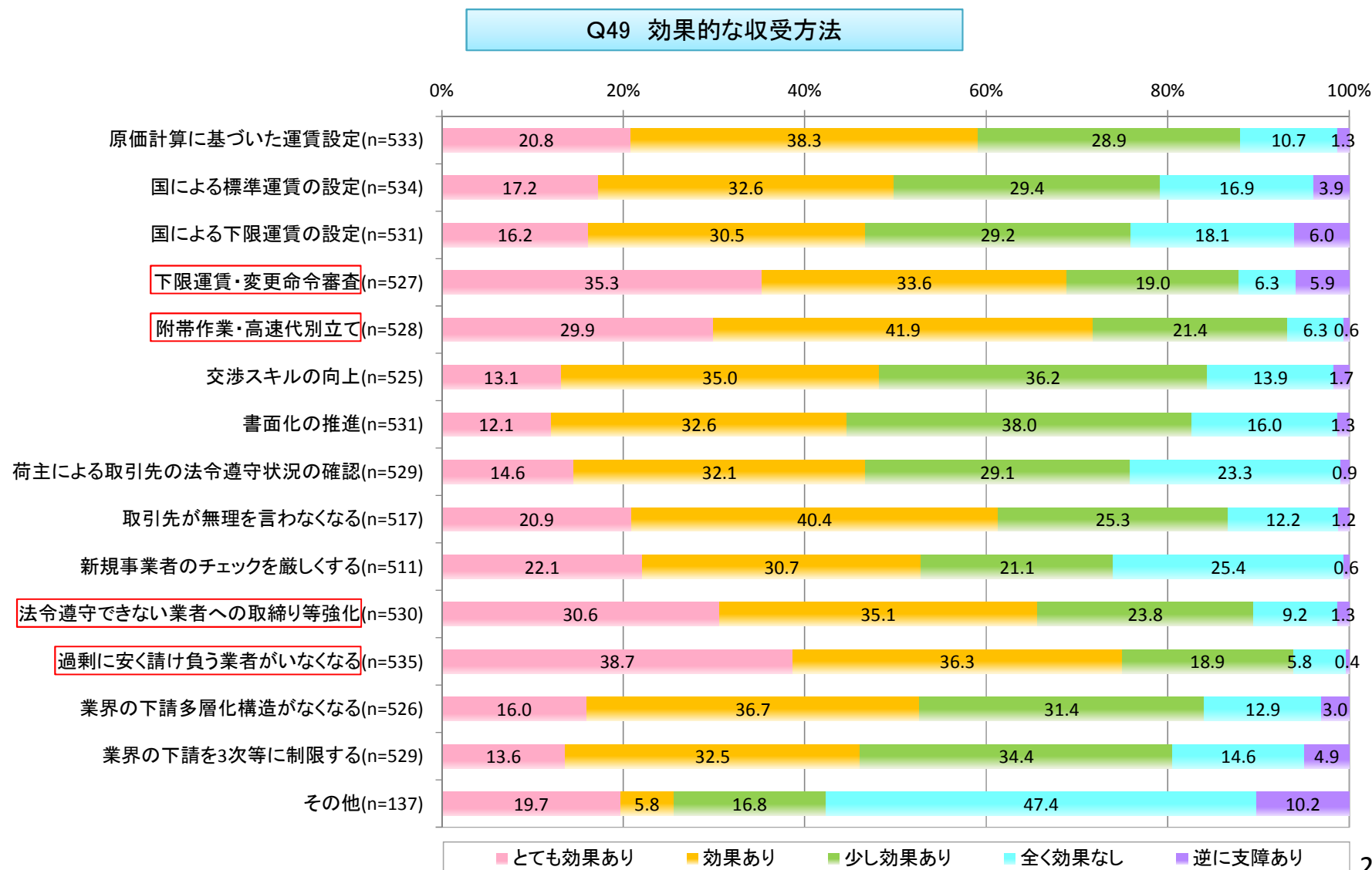


IV. 料金・運賃収受「全般」

2. 効果的な運賃・料金収受方法

【対象者：全員】

Q49:「十分な運賃・料金の収受」のために、次の方法はどれくらい効果的だと思いますか。(単回答)

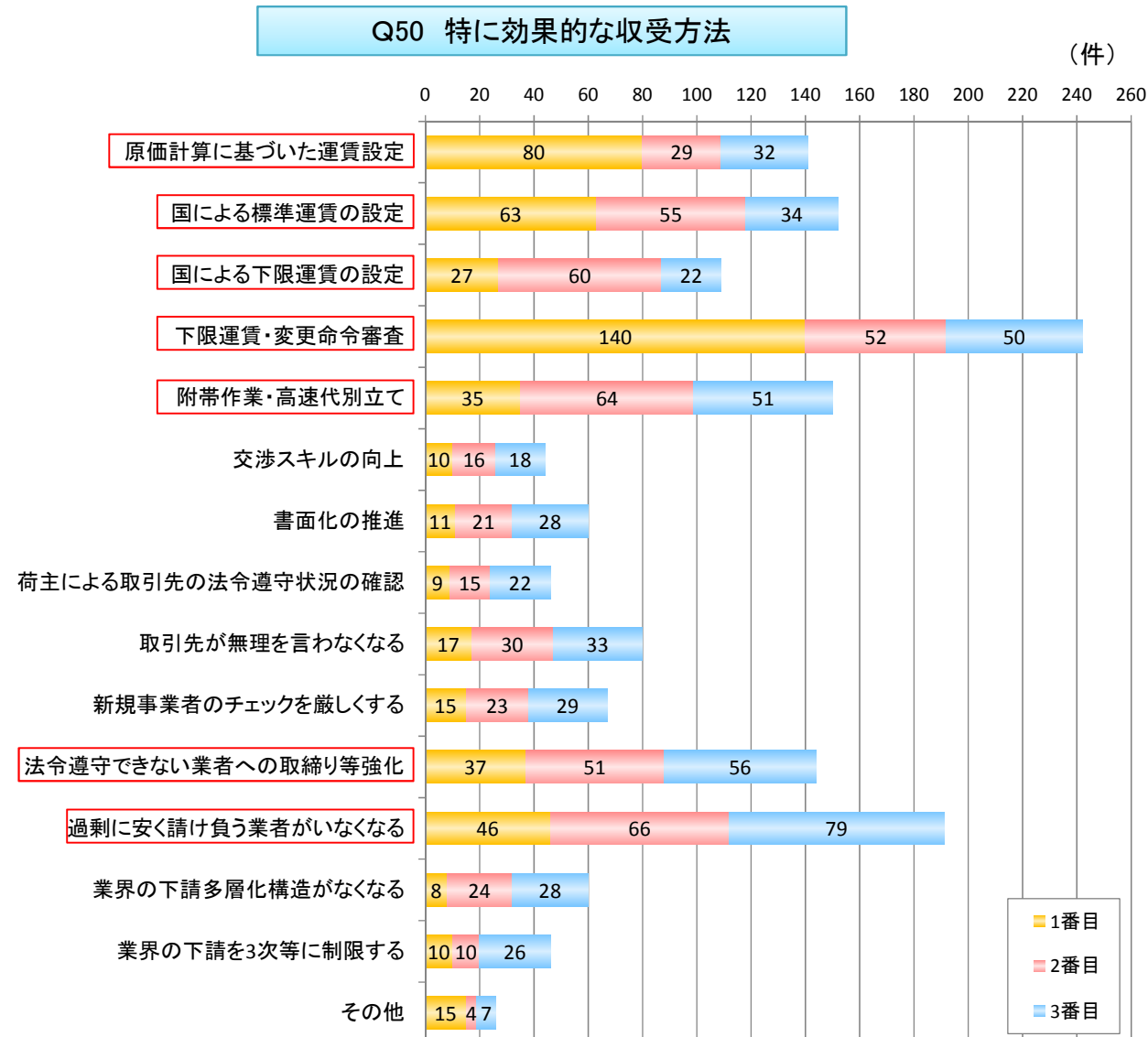


IV. 料金・運賃収受「全般」

3. 特に効果的な運賃・料金収受方法

【対象者：回答のあった回答者】

Q50：特に効果的なものを3つ選んでください。（複数回答）



IV. 料金・運賃収受「全般」

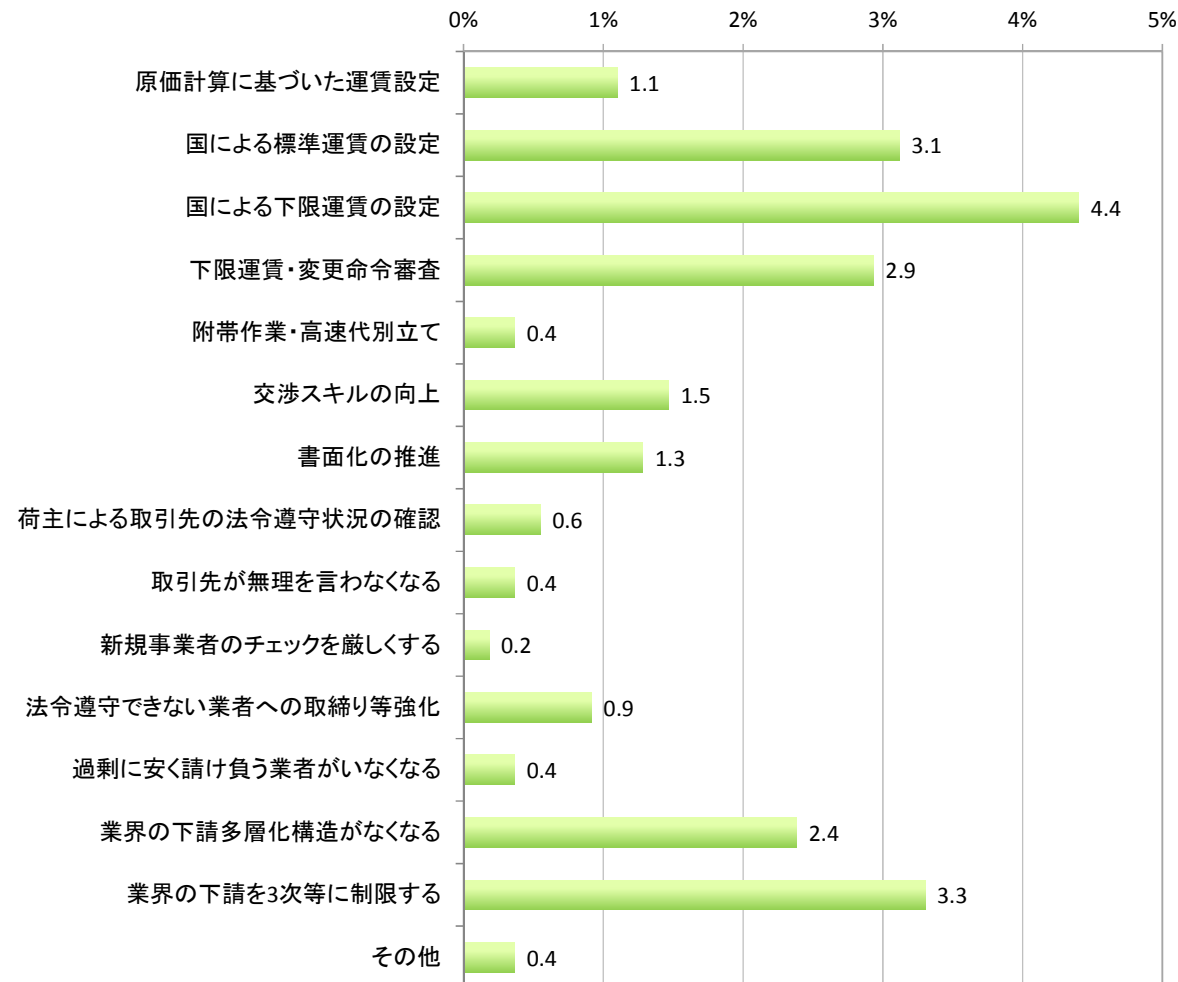
4. 特に支障がある方法

【対象者:「支障あり」を1つでも選択した回答者】

Q51:特に支障がある方法を2つまでご回答ください。(複数回答)

Q51 特に支障がある方法

(複数回答,n=545)



V.「適正取引推進に係る」各ガイドライン

IV. 適正取引推進に係る各種ガイドライン

1. 各種ガイドラインの認知・活用

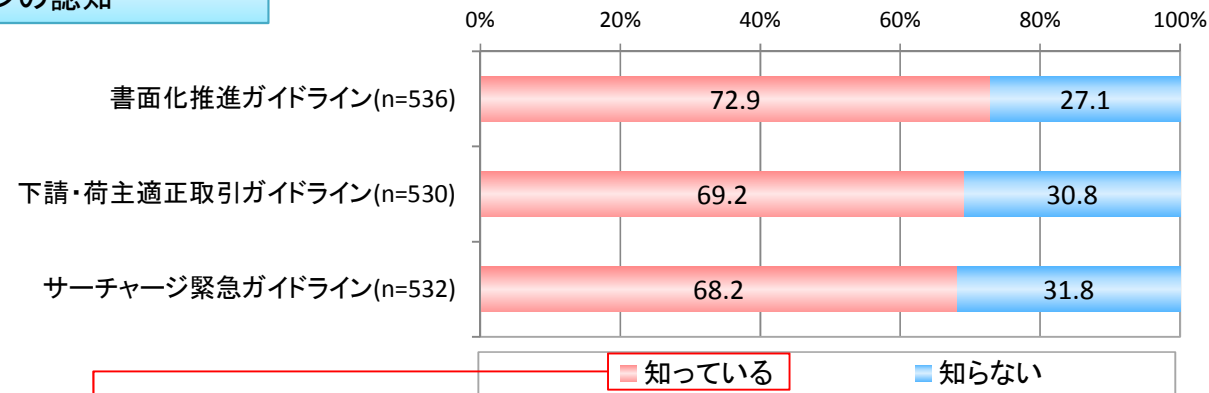
【対象者: 全員】

Q52:「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」を知っていますか。(単回答)

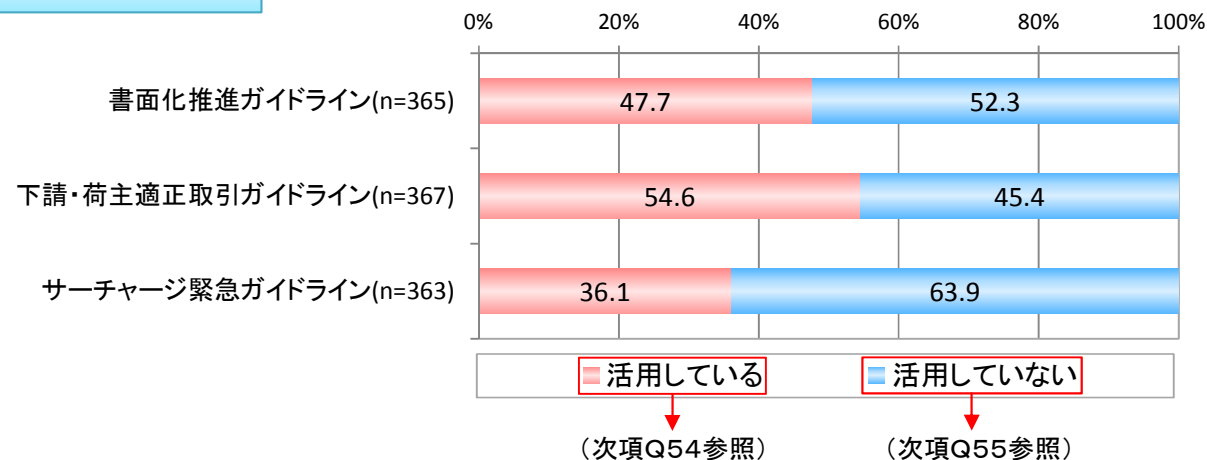
【対象者: 上記設問で「知っている」と回答した回答者】

Q53: ガイドラインを活用していますか。(単回答)

Q52 ガイドラインの認知



Q53 ガイドラインの活用



V.「適正取引推進に係る」各ガイドライン

2. 各種ガイドラインの活用状況

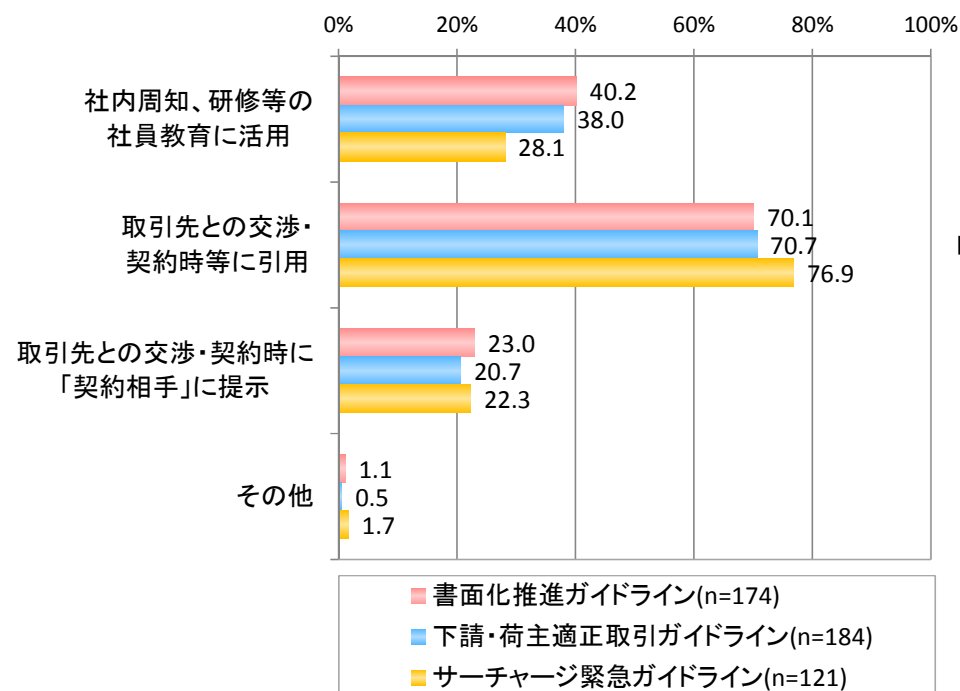
【対象者:「活用している」と回答した回答者】

Q54:何に活用していますか。(単回答)

【対象者:「活用していない」と回答した回答者】

Q55:なぜ活用していないのですか。(単回答)

Q54 活用しているもの



Q55 活用していない理由

